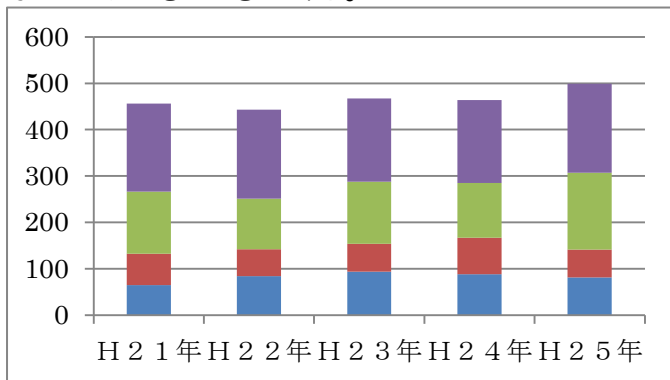


江戸川労働基準監督署労働災害防止5ヵ年計画

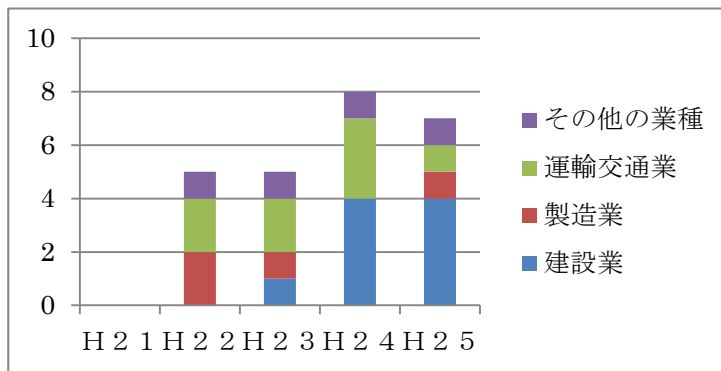
～労働災害撲滅に向けたとりくみ 2nd Stage～

平成25年4月から第12次労働災害防止計画が始まりました。労働災害防止計画とは、労働災害を防止するために、集中的に取り組む事項を定めた中期計画であり、5年ごとに策定されています。江戸川労働基準監督署では、第12次東京労働局労働災害防止計画の達成に向けて、労働災害防止5ヵ年計画を作成しました。

平成25年については、平成24年と比べ、休業4日以上之死傷災害が大幅に増加してしまいました。



<江戸川労働基準監督署管内の死傷災害の推移>



<江戸川労働基準監督署管内の死亡災害の推移>

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
建設業	65 (0)	84 (0)	94 (1)	88 (4)	81(4)
製造業	67 (0)	58 (2)	60 (1)	79 (0)	60(1)
運輸交通業	134 (0)	109 (2)	134 (2)	118 (3)	166(1)
その他の業種	190 (0)	192 (1)	179 (1)	179 (1)	192(1)
全産業	456 (0)	443 (5)	467 (5)	464 (8)	499(7)

単位：人

出典：労働者死傷病報告 ()内は死亡災害で内数

江戸川労働基準監督署では、平成29年までに「一年間の休業4日以上之死傷災害を380人以下」とする目標を掲げ、東京労働局の第12次労働災害防止計画である「Safe Work TOKYO」に集結した取組を行っております。

管内事業場の皆様におかれましては、自主的な労働災害防止対策に鋭意取り組まれていることと思われませんが、改めて、労働災害「ゼロ」に向けた更なる取組をお願いいたします。

(目標数値算出方法)

厚生労働省が行った算定方法により、平成24年の「464人」をもとに、本省及び東京労働局目標を達成するめ、休業4日以上之死傷災害を、最終年には「380人」以下を目標としています。なお、死亡災害は、1人たりとも発生させてはならないものであるため、数値目標は掲げておりません。



Safe work TOKYO とは

『すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとることが適切に評価される社会』を実現させるため、平成25年度を初年度として開始、平成26年度は「2nd Stage」と位置付け、「安全・安心な首都東京の実現」に向けた、東京労働局5年間の取り組みです。

平成26年5月21日